

令和7年9月22日
総合政策局地域交通課

岡山市内を運行する交通事業者による共同経営がスタートします ～路線バスと路面電車で均一運賃により分かりやすい運賃体系を実現～

国土交通省は、本年8月29日付で申請のあった「岡山市地域公共交通共同経営計画」に基づく共同経営について、令和7年9月19日に独占禁止法特例法に基づく認可を行いました。

- 国土交通省は、令和7年8月29日付で岡山電気軌道株式会社、両備ホールディングス株式会社、中鉄バス株式会社、下津井電鉄株式会社、備北バス株式会社から申請のあった「岡山市地域公共交通共同経営計画」に基づく共同経営について、令和7年9月19日に独占禁止法特例法（※）に基づく認可を行いました。
- 本共同経営の内容は、岡山市内において、計画区域内を運行する路線バスおよび路面電車の運賃を同額にすることとされています。
これにより、利用者の移動の利便性を向上させるとともに、利便性向上に伴う利用者の増加などにより経営基盤の強化が期待されます。
- 実施期間は、令和7年10月1日から令和12年3月31日までになります。
- 国土交通省においては、引き続き、独占禁止法特例法及び関連制度の周知・円滑な運用に努めてまいります。

<計画本体資料はこちらをご覧ください>

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000153.html

※地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）

<お問い合わせ先>

総合政策局 地域交通課 西山、齊藤、敷本
TEL : 03-5253-8111（内線 54-808、54-819） 03-5253-8987（直通）



岡山市地域公共交通共同経営計画

- 岡山市内の複数事業者が連携して、路線バスの均一運賃エリアを設定し、路面電車との運賃同額化を実施。
- 交通モードの枠を超えた「路線バス・路面電車共通のサービス」を実現することにより、利便性を向上。

取組の内容

- 均一運賃エリアの設定、バスと電車の運賃同額化
 - ・ 岡山市中心部において路線バスの均一運賃エリアを設定
 - ・ 路線バスとあわせて路面電車の運賃を変更（運賃同額化）

	交通モード	区域図	運賃額
現状	路線バス	赤線内	120～150円
	路面電車	黄線	120円・140円
令和7年10月～	路線バス 路面電車	赤線内 黄線	160円（均一）

取組の主体

岡山電気軌道(株)、両備ホールディングス(株)
中鉄バス(株)、下津井電鉄(株)、備北バス(株)

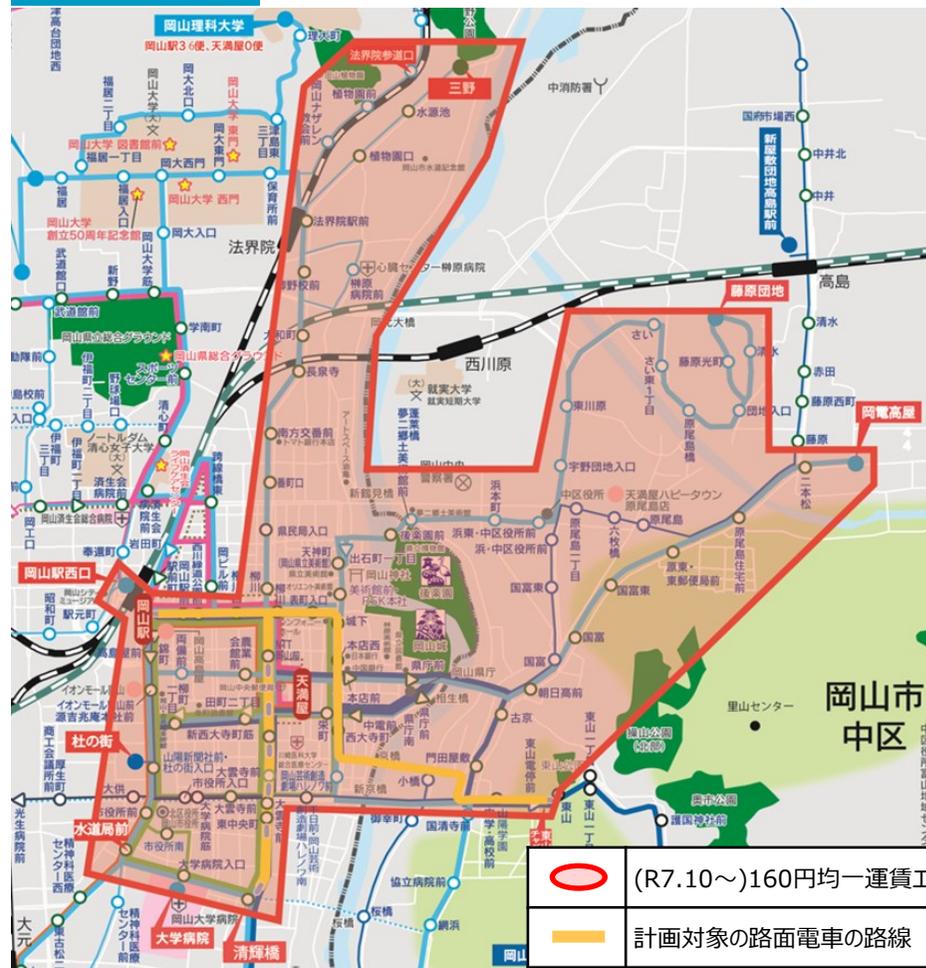
取組の期間

令和7年10月1日～令和12年3月31日まで

取組の目標

- ・ 交通モードの枠を超えた「路線バス・路面電車共通のサービス」を実現。
- ・ 地域旅客サービスの利便性を維持しつつ、収益性の改善を図り、持続可能な地域公共交通の確保につなげる。

対象区域



	(R7.10～)160円均一運賃エリア
	計画対象の路面電車の路線
	160円均一エリアの境となるバス停